

報告事項 8

障害者雇用率について

障害者雇用率について、以下のとおり報告する。

平成30年11月 5 日提出

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

記者資料提供（平成 30 年 11 月 2 日）

行財政局職員部人事課

教育委員会事務局総務部総務課

教育委員会事務局総務部教職員課

障害者雇用率の再点検結果について

兵庫労働局より障害者雇用率について再点検の依頼がありました。平成 30 年 6 月 1 日現在における障害者雇用率について、修正した内容とその原因、結果は次のとおりです。

1. 修正の内容

障害者雇用率を算定する際、以下の職員を含めていませんでした。

- (1) 一定の勤務時間を越える非常勤職員
- (2) 外郭団体等へ出向している職員のうち神戸市が給与を支払っているもの
- (3) 育児休業中、病気休職中の職員

2. 修正内容の原因

- (1) 平成 30 年 6 月 1 日現在における障害者雇用率の報告を求める兵庫労働局からの依頼文において、報告の対象となる職員について明確な記載がなく、本市の非常勤職員は、任用期間を 1 年以内としているため、任用時点では 1 年を超えて勤務することが確定していないことや、引き続き任用された場合でも新たに任用されたものと解釈し、算定の対象外としていました。
- (2) 外郭団体等へ出向している職員及び育児休業中、病気休職中の職員に関しては、常時勤務する職員の算定対象外と解釈していましたが、再点検の依頼において常時勤務する職員の定義が明確化されたことから、算定基礎職員数を修正しました。

3. 障害者雇用率

平成 30 年 6 月 1 日現在（法定雇用率 2.5%）

	算定基礎職員数	障害者数	雇用率	達成状況
修正前	15,021.5 人	376 人	2.50%	達成
修正後	16,688.5 人	418 人	2.51%	達成
増減	+1,667 人	+42 人	+0.01%	

- ※ 特例認定制度により市長部局と教育委員会の障害者雇用率を合算して報告しています。
- ※ 今回の再点検に伴い、平成 30 年 6 月 1 日現在においても対象障害者であることが新たに確認できた職員がいたため、障害者数に計上をしています。

(参考) 兵庫労働局からの通知

(1) これまでの対象職員の範囲

平成 30 年 6 月 6 日付兵庫労働局の「障害者である職員の任免に関する状況の通報について」抜粋

1 通報の対象となる職員の範囲

任免状況の通報の対象となる職員とは、常時勤務する職員（※1）である。短時間勤務職員（※2）も通報の対象であることに留意すること。

※1 常時勤務する職員とは、法律上の任用形式のいかんを問わず、期間の定めなく勤務している者（雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者）

※2 短時間勤務職員とは、一週間の勤務時間が当該機関に勤務する通常の職員の一週間の勤務時間に比し短く、かつ、20 時間以上 30 時間未満である者。

(2) 再点検における対象職員の範囲

平成 30 年 9 月 3 日付兵庫労働局の「障害者任免状況通報書の再点検に係る依頼について」抜粋

(2) 通報の対象となる職員の範囲

イ 常時勤務する職員

通報の対象となる職員は、「常時勤務する職員」（法第 38 条第 1 項）です。ここでいう「常時勤務する職員」とは、法令上の任用形式（常勤、非常勤等）を問わず、採用から1年を超えて勤務する者（見込みを含む。）の全てをいいます。

また、1 週間の所定勤務時間が 20 時間以上 30 時間未満である短時間勤務職員については、1 人をもって 0.5 人の職員とみなします。1 週間の所定勤務時間が 20 時間未満の方については、障害者雇用義務制度上の常時勤務する職員には含まれません。

ロ 出向中の職員等

出向中の職員、他機関との併任者、国際機関等への派遣職員、海外留学中の職員は、その者が生計を維持するために必要な主たる給与を支払う機関の職員として取り扱います。いずれの機関の職員として取り扱うべきか判断が困難な場合は、各労働局へお問い合わせください。

ハ 休業中の職員（育児休業含む）

疾病その他の理由により休職中の職員は、現実的かつ具体的な労務の提供がなく、そのため給与の支払いを受けていない場合もありますが、各機関との任用関係等は維持されていることから、常時勤務する職員に含まれます。また、例えば、業務上災害で加療休職中の職員が対象障害者に該当する場合は、当該者は、雇用障害者数に算入します。